

宮津与謝環境組合議会会議録

平成 25 年第 1 回（5 月）臨時会

宮津与謝環境組合議会

平成 25 年 第 1 回 (5 月) 臨時会付議事件一覽
会期 1 日間 (5 月 20 日)

事件番号	件 名	議決年月日	議決結果
	議長の選挙	25. 5. 20	
	副議長の選挙	25. 5. 20	
報告第 1 号	専決処分の承認を求めることについて(平成 25 年度宮津与謝環境組合一般会計暫定予算)	25. 5. 20	承 認
報告第 2 号	専決処分の承認を求めることについて(宮津与謝環境組合の休日を定める条例)	25. 5. 20	承 認
報告第 1 号	専決処分の承認を求めることについて(平成 25 年度宮津与謝環境組合一般会計暫定予算)	25. 5. 20	承 認
報告第 2 号	専決処分の承認を求めることについて(宮津与謝環境組合の休日を定める条例)	25. 5. 20	承 認
報告第 3 号	専決処分の承認を求めることについて(宮津与謝環境組合公告式条例)	25. 5. 20	承 認
報告第 4 号	専決処分の承認を求めることについて(宮津与謝環境組合監査委員条例)	25. 5. 20	承 認
報告第 5 号	専決処分の承認を求めることについて(宮津与謝環境組合事務局設置条例)	25. 5. 20	承 認
報告第 6 号	専決処分の承認を求めることについて(宮津与謝環境組合行政手続条例)	25. 5. 20	承 認
報告第 7 号	専決処分の承認を求めることについて(宮津与謝環境組合情報公開条例)	25. 5. 20	承 認
報告第 8 号	専決処分の承認を求めることについて(宮津与謝環境組合個人情報保護条例)	25. 5. 20	承 認
報告第 9 号	専決処分の承認を求めることについて(宮津与謝環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例)	25. 5. 20	承 認
報告第 10 号	専決処分の承認を求めることについて(宮津与謝環境組合職員定数条例)	25. 5. 20	承 認

報告第 11 号	専決処分の承認を求めることについて(宮津与謝環境組合職員の任用に関する条例)	25. 5. 20	承 認
報告第 12 号	専決処分の承認を求めることについて(宮津与謝環境組合職員の再任用に関する条例)	25. 5. 20	承 認
報告第 13 号	専決処分の承認を求めることについて(宮津与謝環境組合職員の分限に関する条例)	25. 5. 20	承 認
報告第 14 号	専決処分の承認を求めることについて(宮津与謝環境組合職員の定年等に関する条例)	25. 5. 20	承 認
報告第 15 号	専決処分の承認を求めることについて(宮津与謝環境組合職員の懲戒の方法及び効果に関する条例)	25. 5. 20	承 認
報告第 16 号	専決処分の承認を求めることについて(宮津与謝環境組合職員のサービスの宣誓に関する条例)	25. 5. 20	承 認
報告第 17 号	専決処分の承認を求めることについて(宮津与謝環境組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例)	25. 5. 20	承 認
報告第 18 号	専決処分の承認を求めることについて(宮津与謝環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例)	25. 5. 20	承 認
報告第 19 号	専決処分の承認を求めることについて(宮津与謝環境組合職員の育児休業等に関する条例)	25. 5. 20	承 認
報告第 20 号	専決処分の承認を求めることについて(宮津与謝環境組合公平委員会設置条例)	25. 5. 20	承 認
報告第 21 号	専決処分の承認を求めることについて(宮津与謝環境組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例)	25. 5. 20	承 認
報告第 22 号	専決処分の承認を求めることについて(宮津与謝環境組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例)	25. 5. 20	承 認
報告第 23 号	専決処分の承認を求めることについて(宮津与謝環境組合一般職職員の給与に関する条例)	25. 5. 20	承 認
報告第 24 号	専決処分の承認を求めることについて(宮津与謝環境組合職員の旅費に関する条例)	25. 5. 20	承 認
報告第 25 号	専決処分の承認を求めることについて(宮津与謝環境組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例)	25. 5. 20	承 認
報告第 26 号	専決処分の承認を求めることについて(宮津与謝環境組合指定金融機関の指定)	25. 5. 20	承 認

議第 1 号	平成 25 年度宮津与謝環境組合一般会計予算	25. 5. 20	原案可決
議第 2 号	宮津与謝環境組合議会定例会の回数に関する条例の制定について	25. 5. 20	原案可決
議第 3 号	宮津与謝環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について	25. 5. 20	原案可決
議第 4 号	宮津与謝環境組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定について	25. 5. 20	原案可決
議第 5 号	宮津与謝環境組合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の制定について	25. 5. 20	原案可決
議第 6 号	宮津与謝環境組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について	25. 5. 20	原案可決
議第 7 号	宮津与謝環境組合財政状況の公表に関する条例の制定について	25. 5. 20	原案可決
議第 8 号	宮津与謝環境組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧の手續等に関する条例の制定について	25. 5. 20	原案可決
議第 9 号	公平委員会委員の選任について	25. 5. 20	同 意
議第 10 号	監査委員の選任について	25. 5. 20	同 意
組議第 1 号	宮津与謝環境組合議会会議規則の制定について	25. 5. 20	原案可決
組議第 2 号	宮津与謝環境組合議会傍聴規則の制定について	25. 5. 20	原案可決
組議第 3 号	宮津与謝環境組合議会の権限に属する事項中管理者の専決処分事項の指定について	25. 5. 20	原案可決

平成 25 年第 1 回 宮津与謝環境組合議会臨時会議事録

平成 25 年 5 月 20 日（月） 午後 13 時 02 分 開会

◎出席議員（10 名）

野村 生八	塩見 晋	泉 敏夫
小林 宣明	松本 隆	今田 博文
赤松 孝一	奥野 良一	谷口 喜弘
木内 利明		

◎欠席議員 なし

◎議会担当職員

事務局次長補佐 楠 敏幸 主 査 亀井 耕之助

◎説明のため出席した者の職氏名

管理者（宮津市長）	井上 正嗣	副管理者（伊根町長）	吉本 秀樹
副管理者（与謝野町長）	太田 貴美		
事務局長	和田野 喜一	事務局次長	松井 正之
会計管理者	小谷 栄一		

◎議事日程 平成 25 年 5 月 20 日（月） 午後 1 時 00 分 開会

（第 1 号）

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長の選挙

（第 1 号の 2）

日程第 3 議席の指定

日程第 4 会議録署名議員の指名

日程第 5 会期の決定

日程第 6 副議長の選挙

日程第 7 組議第 1 号 宮津与謝環境組合議会会議規則の制定について

組議第 2 号 宮津与謝環境組合議会傍聴規則の制定について

組議第 3 号 宮津与謝環境組合議会の権限に属する事項中管理者の専決処分
事項の指定について

日程第 8 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度宮津与謝環境
組合一般会計暫定予算）

- 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（宮津与謝環境組合の休日
を定める条例）
- 報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（宮津与謝環境組合公告
式条例）
- 報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（宮津与謝環境組合監査
委員条例）
- 報告第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（宮津与謝環境組合事務
局設置条例）
- 報告第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（宮津与謝環境組合行政
手続条例）
- 報告第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（宮津与謝環境組合情報
公開条例）
- 報告第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（宮津与謝環境組合個人
情報保護条例）
- 報告第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（宮津与謝環境組合情報
公開・個人情報保護審査会条例）
- 報告第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（宮津与謝環境組合職員
定数条例）
- 報告第 11 号 専決処分の承認を求めることについて（宮津与謝環境組合職員
の任用に関する条例）
- 報告第 12 号 専決処分の承認を求めることについて（宮津与謝環境組合職員
の再任用に関する条例）
- 報告第 13 号 専決処分の承認を求めることについて（宮津与謝環境組合職員
の分限に関する条例）
- 報告第 14 号 専決処分の承認を求めることについて（宮津与謝環境組合職員
の定年等に関する条例）
- 報告第 15 号 専決処分の承認を求めることについて（宮津与謝環境組合職員
の懲戒の手続及び効果に関する条例）
- 報告第 16 号 専決処分の承認を求めることについて（宮津与謝環境組合職員
のサービスの宣誓に関する条例）
- 報告第 17 号 専決処分の承認を求めることについて（宮津与謝環境組合職員
の職務に専念する義務の特例に関する条例）
- 報告第 18 号 専決処分の承認を求めることについて（宮津与謝環境組合職員
の勤務時間、休暇等に関する条例）
- 報告第 19 号 専決処分の承認を求めることについて（宮津与謝環境組合職員
の育児休業等に関する条例）

- 報告第 20 号 専決処分の承認を求めることについて（宮津与謝環境組合公平委員会設置条例）
- 報告第 21 号 専決処分の承認を求めることについて（宮津与謝環境組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例）
- 報告第 22 号 専決処分の承認を求めることについて（宮津与謝環境組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例）
- 報告第 23 号 専決処分の承認を求めることについて（宮津与謝環境組合一般職職員の給与に関する条例）
- 報告第 24 号 専決処分の承認を求めることについて（宮津与謝環境組合職員の旅費に関する条例）
- 報告第 25 号 専決処分の承認を求めることについて（宮津与謝環境組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例）
- 報告第 26 号 専決処分の承認を求めることについて（宮津与謝環境組合指定金融機関の指定）
- 日程第 9 議第 1 号 平成 25 年度宮津与謝環境組合一般会計予算
- 日程第 10 議第 2 号 宮津与謝環境組合議会定例会の回数に関する条例の制定について
- 議第 3 号 宮津与謝環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 議第 4 号 宮津与謝環境組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
- 議第 5 号 宮津与謝環境組合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の制定について
- 議第 6 号 宮津与謝環境組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について
- 議第 7 号 宮津与謝環境組合財政状況の公表に関する条例の制定について
- 議第 8 号 宮津与謝環境組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧の手續等に関する条例の制定について
- 日程第 11 議第 9 号 公平委員会委員の選任について
- 日程第 12 議第 10 号 監査委員の選任について

（開会 午後 13 時 02 分）

○事務局長（和田野喜一） 本日招集されました平成25年5月宮津与謝環境組合議会臨時会は最初の議会でありますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が臨時に議長の職を行うこととされております。出席議員の中で、木内利明議員が年長の議員でありますので、御紹介を申し上げます。

〔木内臨時議長 議長席に着席〕

○臨時議長（木内利明） 　　ただいま御紹介をいただきました木内利明でございます。

本日招集されました5月臨時議会に当たり、地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行います。どうかよろしくお願いいたします。

ただいまから平成25年第1回（5月）宮津与謝環境組合議会臨時会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、宮津与謝環境組合管理者から発言の申し出がありますので、これを受けることといたします。井上管理者。

〔井上管理者 登壇〕

○管理者（井上正嗣） 　　本日、宮津与謝環境組合の臨時議会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には、何かと御多用の中を御出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。

本会議への提出議案であります。報告案件26件、予算議案1件のほか人事案件、条例制定など36議案を提案させていただいておりますので、よろしく御審議のうえ可決いただきますようお願いを申し上げます。

なお、提案理由の説明につきましては、人事案件は私から、その他案件につきましては、事務局長から御説明申し上げますので、予め御了承を賜りたいと存じます。

ここで、お許しをいただきまして、初議会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まず、現在、宮津市、伊根町及び与謝野町の可燃ごみを処理している宮津市清掃工場につきましては、今後、老朽化が懸念されるとともに、地域との協定による設置期限が平成19年3月で終了するなか、以後、地元で毎年延長をお願いし、同意をいただいた上で稼働を続けております。

このような状況から、新施設の早期建設に向けて、昨年1月に、1市2町で構成する「宮津与謝広域ごみ処理施設整備推進協議会」を設置し、鋭意、協議を進めてまいったところであります。

度重なる協議の結果、新施設に係ります事業主体は、1市2町によるごみ処理施設の設置や運営の公平性が担保でき、また、事務の執行能力をもった新たな基盤組織が必要との観点から、一部事務組合を新設することが望ましいということを確認し、昨年12月の1市2町の定例会において、「一部事務組合設立について」の議案を提出、可決をいただき、去る3月11日に京都府知事へ一部事務組合の設立許可申請書を提出し、4月1日付けの許可を得て同日、宮津与謝環境組合を設立いたしました。

また、宮津与謝環境組合の管理者等につきましては、組合規約に基づき、私、宮津市長が管理者、与謝野町長及び伊根町長が副管理者を務めるとともに、本組合に事務局を設置し、専任職員として1市2町から派遣された3名と、本組合で直接雇用の職員及び嘱託職員の5名に辞令を交付したところであります。

今後については、本組合が主体となり事業を進めていくこととなりますが、平成30年度の新施設の稼働を目標に、全力で任を全うしてまいりますので、議員の皆様のお力添えをお願い申し上げます。

次に、議会本会議に出席する職員を紹介させていただきます。

初めに、副管理者の吉本伊根町長でございます。同じく副管理者の太田与謝野町長でございます。事務局長の和田野喜一でございます。事務局次長の松井正之でございます。事

事務局次長補佐の楠敏幸でございます。事務局主査の亀井耕之助でございます。会計管理者、小谷栄一でございます。

以上、初会議に当たっての御挨拶と、議会出席者の紹介をさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○臨時議長（木内利明） お諮りいたします。議事の進行につきましては、会議規則がまだ制定されておられませんので、今臨時会に提出されております宮津与謝環境組合議会会議規則案に準じまして、進めてまいりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（木内利明） 異議なしと認めます。これより日程に入ります。

これより議事日程第1号により議事を進行いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（木内利明） 異議なしと認めます。議事日程第1号により議事を進めさせていただきます。

○臨時議長（木内利明） 日程第1「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

○臨時議長（木内利明） 日程第2「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（木内利明） 異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、臨時議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（木内利明） 異議なしと認めます。臨時議長において指名することに決しました。議長に、私、木内利明を指名をいたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長において指名いたしました木内利明を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（木内利明） 異議なしと認めます。ただいま指名いたしました木内利明が議長に当選をいたしました。

当選しました木内利明が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

それではここで、本席から議長就任にあたっての御挨拶を申し上げます。

○議長（木内利明） 先の全員協議会から議長選挙におきましては、なんか私一人で演じておるようで大変恐縮に存じておりますけれども、これも法に基づいてのことでございますので、どうか皆さんの御理解を賜りたいなどこのように思います。

それでは高いところからではございますけれども議長就任にあたりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。ただ今、各議員によりまして議長に指名推選ということで指名していただいて就任をさせていただきました。改めて厚く御礼を申し上げたいとこのように思います。本当にありがとうございます。

さて御承知のとおり、この組合議会は1市2町の議員さんで構成し、これから新たなごみ施設を設置をいたしまして、そしてその施設の運営に係る諸議案につきまして、今後審議議決をしていただく、こういうことになるわけでございますけれども、当面の課題はやはり先ほど理事者等の御挨拶にございましたとおり、施設を設置していくということでございます。

今日上程されております議案にも計上、議案の予算にも計上されておりますけれども、まずは環境アセスを一年間かけて実施しまして、それから建設予定地の須津地区の皆さんに御批評いただく、地元交渉をしていく言うことでございます。これから、優先課題になるかなと思います。

私は幸か不幸か判りませんが、建設予定地の須津に在居をいたしております。そういうことも踏まえてですね、議長に推選もしていただいたんじゃないかなと、このようにも思っておりますので、その意味も十分ですね、肝に銘じてこれから地元の交渉におきましてもですね、私微力でございますけれども、スムーズにですね、互同相が、合意が得られるようにですね、全力を傾けてまいりたいなど、このように思っております。

また、本議会におきましては、1市2町の構成による議会でございますので、十分中立性というものを尊重いたしまして、今後、議会運営が円滑に図れますように努めてまいりたいと、このように思っておりますので、今後共の皆さんの御協力を切にお願いをいたしまして、雑駁でございますけれども就任の御挨拶とさせていただきますと存じます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

○議長（木内利明） これより議事日程第1号の2により議事を進行いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木内利明） 異議なしと認めます。議事日程第1号の2により議事を進めさせていただきます。

○議長（木内利明） 日程第3「議席の指定」を議題といたします。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、配布しております議席表のとおり、議長において指定をいたします。

○議長（木内利明） 日程第4「会議録署名議員」の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、

野村生八さん 塩見晋さん

を指名をいたします。

以上のお二人に差し支えのある場合は、次の議席の方をお願いをいたします。

○議長（木内利明） 日程第5「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木内利明） 異議なしと認めます。会期は本日の1日間と決定をいたしました。

○議長（木内利明） 日程第6 これより「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木内利明） 異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木内利明） 異議なしと認めます。議長において指名することに決しました。

副議長に今田博文さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました今田博文さんを副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木内利明） 異議なしと認めます。ただいま指名いたしました今田博文さんが副議長に当選されました。当選されました今田博文さんが議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

副議長の今田博文さんから発言の申し出がありますので、受けることといたします。今田博文さん。

〔今田副議長 登壇〕

○副議長（今田博文） 与謝野町の今田でございます。

ただ今指名推選によりまして副議長に就任をさせていただきました。宮津与謝環境組合議会の初代副議長として役目を果たしていきたいというふうに思っております。

午前中よりお話が出ておりますように、この事業は5年間をかけて平成30年には完成していくという大変大きな、そして1市2町にとりましては重要な大事業だというふうに認識をしております。そういった意味でこの議会におきましても、議決権というのが与えていただいております。この議決権を行使する中でこの地域のより発展する、そして充実した施設になりますように我々議会も協力していきたいという風に思っております。先ほど当選されました木内議長さんを助けて円滑な議会運営に協力をしていきたい、そして皆さんにもそのことをお願い申し上げまして並置論ではございますけれども就任の挨拶に替えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（木内利明） 日程第7 組議第1号から組議第3号までの3件を一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を願います。奥野良一さん。

[奥野議員 登壇]

○議員（奥野良一） 失礼をいたします。

ただいま議題となりました組議第1号から組議第3号までの3件につきまして、提案者を代表いたしましてその概要を御説明申し上げます。

まず、組議第1号 宮津与謝環境組合議会会議規則の制定につきましては、地方自治法第120条の規定により、宮津与謝環境組合議会の運営に関する手続及び議会内部の規律等に関して、必要な事項を定めようとするものであります。

次に、組議第2号 宮津与謝環境組合議会傍聴規則の制定につきましては、地方自治法第130条第3項の規定により組合議会の傍聴に関して必要な事項を定めようとするものであります。

次に、組議第3号 宮津与謝環境組合議会の権限に属する事項中組合管理者の専決処分事項の指定につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、組合議会の権限に属する事項中組合管理者において専決処分することができる簡易な事項を指定しようとするものであります。

各案件のいずれも、地方自治法第292条において、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては、市に関する規定を準用することとされていること等を踏まえ、宮津市議会の関係規則をもとに、今議会に提案されております宮津与謝環境組合議会の定例会開催回数等に鑑み、また関係市町で構成する宮津与謝消防組合の関係規則等も参考といたしまして、所要の規定を整備したものであります。

以上、誠に簡単ではございますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げますとともに、今後、若干見直しの調整が必要なこともあるかと思いますが、そういうものを今後の課題と致しまして、議員の皆さんの御賛同をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。どうかよろしくようお願い申し上げます。

○議長（木内利明） これより3件に対し、一括して質疑に入ります。御質疑はあり

ませんか。はい、塩見晋さん

○議員（塩見 晋） 2番です。一点だけお尋ねします。

この規則の条文とかそういう部分ではありませんが、この宮津与謝環境組合の呼び方ですね、先程管理者、それから議長は『みやづよさ』と言われました。それから、今の提案のお方は『よざ』と言われました。そこで、この宮津は宮津市を指していると思うんですが、与謝が何を指しているのか、当然伊根町もあるので与謝郡を指していると思うんですが、そうすると正確にはあの、『よざぐん』なんですかね、読み方は、『よさぐん』じゃあないんですね、与謝野町の場合は『よさのちょう』と呼ぶんですが、正確な呼び方というのはやっぱり今後について必要だと思いますので、ここではっきりさせていただきたいとそうふうに思います。

○議長（木内利明） 和田野事務局長

○事務局長（和田野喜一） はい、ただいまの御意見でございます、今後、『よざ』といったことで統一をさせていただきたいと存じます、よろしく申し上げます。

○議長（木内利明） じゃあ、今後『よざ』と言うことですね。皆さん、それぞれ確認をしてください。

○議長（木内利明） ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木内利明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。
一括して討論に入ります。3件に対し、反対その他の御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木内利明） 意見なしと認めます。これで討論を終結いたします。

組議第1号から組議第3号までの3件を一括して採決をいたします。

3件は、原案のとおり決することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（木内利明） 起立全員であります。3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（木内利明） 日程第8 報告第1号から報告第26号までの26件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を願います。和田野事務局長。

〔和田野事務局長 登壇〕

○事務局長（和田野喜一） 私から、報告第1号から報告第26号までの26件の専決処分の承認を求めることにつきまして、御報告を申し上げます。

まず、報告第1号 平成25年度宮津与謝環境組合一般会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについてであります。

平成25年度一般会計暫定予算書の1ページを御覧ください。

第1条では、歳入歳出暫定予算の総額は、1億434万2千円といたしております。

その主なものといたしまして、新たな広域ごみ処理施設に係る生活環境影響調査や地形測量の委託業務を行うこととしております。

予算の内容につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

7ページを御覧ください。まず歳出であります。1款 議会費につきましては、議員報酬を含む3月分の議会運営費等に係る所要の経費10万2千円を計上いたしております。

次に、8ページを御覧ください。2款 総務費につきましては、管理者及び副管理者の報酬並びに本組合事務局職員に係る給与や組合運営の経費、財務会計システム等に係る経費のほか、組合の公平委員会委員報酬などの公平委員会の経費として1,598万3千円を、さらに、監査委員報酬などの監査委員に必要な経費5万7千円を含む、3月分の総務費1,604万円を計上いたしております。

次に、10ページを御覧ください。3款 衛生費につきましては、新たな広域ごみ処理施設に係る生活環境影響調査や地形測量の委託業務に係る経費8,820万円を計上いたしております。

暫定予算による委託業務の実施につきましては、早期に事業進捗を図るものであり、特に、生活環境影響調査については、4月当初に国の内示を受け、5月に春季調査に着手し、25年度中には四季の調査を終了することとし、25年度末には生活環境影響調査の公告・縦覧を実施しようとしたものであります。

また、地形測量につきましては、同様に国の内示後、新たなごみ処理施設の設置位置や配置、施設設置位置までの進入路を検討するための図面を作成するものであります。

次に6ページの歳入を御覧ください。1款 分担金及び負担金は、本組合を構成する宮津市、伊根町、与謝野町の分担金の合計で、7,494万1千円を計上いたしております。各市町の分担金の内訳は、宮津市が3,259万9千円、伊根町が397万2千円、与謝野町が3,837万円であります。

2款 国庫支出金は、環境省の循環型社会形成推進交付金で、新ごみ処理施設に係る計画支援事業として、生活環境影響調査業務、地形測量業務に対して、事業費の3分の1に当たる2,940万円の交付金を計上いたしております。

3款 諸収入は、組合預金利子1千円であります。本組合の設置に伴い、組合の運営に必要な経費も含めて、緊急に予算措置を講じる必要が生じたものであり、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条の規定により、やむを得ず専決処分をさせていただいたものであります。

次に、報告第2号から報告第25号までの24件は、いずれも条例の制定についてであります。

報告第2号 宮津与謝環境組合の休日を定める条例につきましては、宮津与謝環境組合の休日について定めるため、報告第3号 宮津与謝環境組合公告式条例につきましては、条例等の公布・公表の方法について定めるため、報告第4号 宮津与謝環境組合監査委員条例につきましては、地方自治法第202条の規定に基づき、組合の監査委員の事務に関し必

要な事項を定めるため、報告第5号 宮津与謝環境組合事務局設置条例につきましては、地方自治法第158条第1項の規定に基づき、本組合に事務局を置くことについて定めるため、報告第6号 宮津与謝環境組合行政手続条例につきましては、行政手続法第46条の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続について定めるため、報告第7号 宮津与謝環境組合情報公開条例につきましては、組合の情報公開について定めるため、報告第8号 宮津与謝環境組合個人情報保護条例につきましては、個人情報の適正な取扱いに関する基本的な事項について定めるため、報告第9号 宮津与謝環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例につきましては、情報公開及び個人情報保護制度の円滑な実施を図る個人情報保護審査会について定めるため、報告第10号 宮津与謝環境組合職員定数条例につきましては、管理者の事務部局の職員の定数について定めるため、報告第11号 宮津与謝環境組合の、組合職員の任用に関する条例につきましては、職員の条件附採用期間の延長及び職員の臨時的任用について定めるため、報告第12号 宮津与謝環境組合職員の再任用に関する条例につきましては、職員の再任用について定めるため、報告第13号 宮津与謝環境組合職員の分限に関する条例につきましては、職員の分限について定めるため、報告第14号 宮津与謝環境組合職員の定年等に関する条例につきましては、職員の定年等について定めるため、報告第15号 宮津与謝環境組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例につきましては、職員の懲戒の手続及び効果について定めるため、報告第16号 宮津与謝環境組合職員のサービスの宣誓に関する条例につきましては、職員のサービスの宣誓について定めるため、報告第17号 宮津与謝環境組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例につきましては、職員の職務に専念する義務の特例について定めるため、報告第18号 宮津与謝環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例につきましては、職員の勤務時間、休日及び休暇について定めるため、報告第19号 宮津与謝環境組合職員の育児休暇、育児休業等に関する条例につきましては、職員の育児休業等について定めるため、報告第20号 宮津与謝環境組合公平委員会設置条例につきましては、宮津与謝環境組合公平委員会の設置について定めるため、報告第21号 宮津与謝環境組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例につきましては、議会の職員を除く特別職の職員の報酬及び費用弁償について定めるため、報告第22号 宮津与謝環境組合議会の議員その他非常勤の、非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例につきましては、非常勤職員等の公務災害補償等について定めるため、報告第23号 宮津与謝環境組合一般職職員の給与に関する条例につきましては、一般職の職員の給与について定めるため、報告第24号 宮津与謝環境組合職員の旅費に関する条例につきましては、一般職の職員及び常勤の特別職の職員に支給する旅費について定めるため、報告第25号 宮津与謝環境組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例につきましては、長期継続契約を締結することができる契約に関し、条例を制定したものであります。

宮津与謝環境組合の条例につきましては、地方自治法第292条の規定による地方公共団体の組合については、市に関する規定を準用するとあり、当組合におきましても、宮津市の

条例に準拠することを基本に制定したもので、専決処分に係る条例24本の内、宮津市の例による条例は17本であります。

報告第26号 宮津与謝環境組合指定金融機関の指定につきましては、指定金融機関として京都銀行を指定することについてであります。

いずれも、本組合の設置に伴い特に緊急を要する条例の制定等であり、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条の規定により、やむを得ず専決処分をさせていただいたものであります。

以上、誠に簡単ではございますが、御報告を申し上げます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木内利明） これより26件に対し、一括して質疑に入ります。

御質疑はありますか。松本隆さん。

○議員（松本 隆） ただ今御説明いただきました、報告第10号の宮津与謝環境組合職員定数条例ですけれども、それはあの、事項別説明資料の概要を見ておりますと事務局の職員の定数は4人とすると、このように書いてあります。冒頭、管理者のほうから職員5名ということで先ほど御説明ありましたが、その辺りの1名のこの誤差といいますか、あるいはこの条例の中の臨時的雇用、こういったことにあたるのかどうか、その辺りも含め御説明をお願いします。

○議長（木内利明） 和田野事務局長

○事務局長（和田野喜一） ただ今の松本議員の御質問にお答えをいたします。報告の第10号でございます。職員定数4人とするとありまして、私、事務局長1名が専任の職員でございます。残り、与謝野町、宮津市、伊根町さんからそれぞれ職員の派遣ということで合計4名でございます。以上でございます。

○議長（木内利明） 他に御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木内利明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

一括して討論に入ります。26件に対し、反対その他の御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木内利明） 意見なしと認めます。これで討論を終結いたします。

報告第1号から報告第26号までの26件を一括して採決をいたします。

26件は原案のとおり承認することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（木内利明） 起立全員であります。26件は承認することに決しました。

○議長（木内利明） 日程第9 議第1号を議題といたします。

提案理由の説明を願います。和田野事務局長。

〔和田野事務局長 登壇〕

○事務局長（和田野喜一） 私から、ただ今議題となりました、議第1号 平成25年度宮津与謝環境組合一般会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成25年度一般会計予算書の1ページを御覧ください。第1条では、歳入歳出予算の総額は、1億5,069万1千円といたしております。

その主なものといたしまして、新たな広域ごみ処理施設に係る生活環境影響調査、地形測量、ごみ処理施設基本計画・設計等の委託業務を行うものであります。

第2条は、債務負担行為について定めるもので、新たな広域ごみ処理施設の建設計画段階において実施をする生活環境影響調査業務に係る1,280万円の債務負担行為の設定をお願いするものであります。

これにつきましては、4月当初の国の内示において、暫定予算として新規事業が認められなかったことから、国の25年度の当初予算の成立をもって事業着手することになりました。このため、予定をしておりました生活環境影響調査の春季調査が、翌年春の実施になりましたことから、2か年事業の債務負担行為としてお願いをするものであります。

第3条は、一時借入金の最高額を1億円とするものであります。

予算の内容につきましては、事項別明細書により御説明を申し上げます。

8ページを御覧ください。まず歳出であります。

1款 議会費につきましては、議員報酬14万6千円を含め議会運営費等に所要の経費21万1千円を計上いたしております。

2款 総務費につきましては、1項 総務管理費として、正副管理者報酬を始め、本組合事務局職員に係る給与、組合運営の経費、財務会計システム等、財務会計システム等に係る経費のほか、組合の公平委員会委員報酬を始め公平委員会に必要な経費として4,075万9千円を、2項 監査委員費として、監査委員報酬を始め監査委員に必要な経費13万8千円を含む、合計4,089万7千円を計上いたしております。

3款 衛生費につきましては、新たな広域ごみ処理施設に係る生活環境影響調査、地形測量、ごみ処理施設基本計画・設計等の業務委託に係る経費として、1億958万円3千円を計上いたしております。

次に、7ページの歳入を御覧ください。1款 分担金及び負担金は、本組合を構成する宮津市、伊根町、与謝野町の分担金の合計で、1億1,715万7千円を計上いたしております。各市町の分担金の内訳は、宮津市が5,096万3千円、伊根町が620万9千円、与謝野町が5,998万5千円であります。

2款 国庫支出金は、環境省の循環型社会形成推進交付金で、新ごみ処理施設に係る計画支援事業として、生活環境影響調査、地形測量、ごみ処理施設基本計画・設計等の委託業務に対して、事業費の3分の1に当たる3,353万3千円の交付金を計上いたしております。

3款 諸収入は、組合預金利子1千円であります。

以上、誠に簡単ではありますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（木内利明） これより質疑に入ります。御質疑はありますか。はい。赤松孝一さん。

○議員（赤松孝一） ただ今説明を聞いたわけですが、一点お尋ねしますが、この所謂資料にも、資料を見返しているんですが、プライベートファイナンスイニシアチブと、このVFMバリューフォーマネーのこの関連ですね、この点につきましてもう少し詳しく御説明いただけますでしょうか。

○議長（木内利明） 松井次長

○事務局次長（松井正之） 後ろに添付させてもらっておりますPFI導入可能性調査の件のことだと話の内容だと思っております。この件に関しては先ずは、この事業が採算性の取れるものかどうかを含めまして、まずは、委託協議に出させていただきます、その中でこの事業導入がこの、可能であるかどうか、まずそこからが、委託業務にしますか、そこから可能性を探ってもらおうということで、まずはこの業務に関して発注をさせていただきたいという内容で、まだまだその詳細についてはこれからになるかと思っております、その辺のまずは調査をお願いしたいと思っております。以上です

○議長（木内利明） 赤松孝一さん

○議員（赤松孝一） この、所謂私はVFMというバリューフォーマネーというのは初めて耳にする言葉でありまして、税金に対する使用価値を最も高めようという考えであるんですが、一体これはどういったことを、になる？まあ、これ、この文章で書くところなんですが、もう少し判りやすくですね、この所謂VFM、バリューフォーマネーというものの、所謂この税金に対する使用価値と、この辺のところをですね、平たくわかりやすく説明して頂けませんでしょうか。

○議長（木内利明） 松井次長

○事務局次長（松井正之） VFMに関してシミュレーション、と言うようなことを書かせてもらってます、これに関しては通常これまででしたら、公共がすべての事業費から事業に対して全てをやってきたのであるんですけど、今後はその価値が民間に任せることによってさらにもっと価値の高いサービスが提供できることが可能であるか、そういったことがもし可能であるとなったときにこのVFM判定といったところが、可能性があるという判断をされた場合に、こうした判定を行うことによってPFIの事業を導入していくという内容になってこようかと思っております。以上です。

○議長（木内利明） 赤松孝一さん

○議員（赤松孝一） 度々同じことを聞きまして、ここの資料で大体の見当は付くんですけども、このPFIも効果も謳ってありますわね、資料の中に。だから、例えば所謂、従来の手法から公共公共公共から民間公共とか、民間民間公共とか民間とか、これはよく判るんですがこの一方です、今言われますVFMとですね、例えばVFM、この場合はですね、どういった所謂コンサルさんと言いますか、どういった企業にこういう調査を委託されるものでしょうか。

○議長（木内利明） 松井次長

○事務局次長（松井正之） コンサル、委託するコンサルに対しましては先ずは、環境部門の関連の業者に対して発注をさせていただきまして、ノウハウを持っているそういった業者等の委託業者に対して専門的知識を得ながら、この業務を遂行させていただきましてPFI事業が導入が可能であるかどうか、その辺り、先ずは環境部門の業者に委託をしたいと考えております。以上です。

○議員（赤松孝一） まだよろしいか回数は

○議長（木内利明） 発言が3回になりましたので、全協で決めました通りでございますので、ひとつ御了承賜りたいと存じます。他に御質疑はありませんか。

それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。これより討論に入ります。本件に対し、反対その他の御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木内利明） 意見なしと認めます。これで討論を終結いたします。

議第1号を採決いたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の皆さんは起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（木内利明） 起立全員であります。本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（木内利明） 日程第10 議第2号から議第8号までの7件を一括して議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。和田野局長。

〔和田野事務局長 登壇〕

○事務局長（和田野喜一） ただいま議題となりました、議第2号から議第8号までの条例関係7件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議第2号 宮津与謝環境組合議会定例会の回数に関する条例の制定につきましては、地方自治法第102条第2項の規定に基づき、組合議会の定例会の開催回数を年2回として定めるもので、招集時期については、規則において2月及び10月と定めるものであります。

次に、議第3号 宮津与謝環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定につきましては、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表について必要な事項を定めるものであります。

次に、議第4号 宮津与謝環境組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定につきましては、地方自治法第203条第4項の規定に基づき、本組合の議員報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものであります。

次に、議第5号 宮津与謝環境組合の財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の制定につきましては、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、財産の交換、譲与、

無償貸与、無償貸付等について必要な事項を定めるものであります。

次に、議第6号 宮津与謝環境組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び第8号の規定に基づき、議会に付すべき契約等について必要な事項を定めるものであります。

次に、議第7号 宮津与謝環境組合財政状況の公表に関する条例の制定につきましては、地方自治法第243条の3第1項に規定する財政状況の公表について必要な事項を定めるものであります。

次に、議第8号 宮津与謝環境組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧の手続き等に関する条例の制定につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第2項の規定に基づき、本組合が設置する新清掃工場の周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果等の縦覧手続等を定めるものであります。

ただいま御説明させていただきました、7件の条例につきましても、宮津市の条例に準拠することを基本に制定しましたもので、条例7本の内、宮津市の例による条例は5本であります。

それぞれ、本組合の設置に伴い条例を制定するものであります。

以上、誠に簡単ではございますが、提案理由の御説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（木内利明） これより7件に対し、一括して質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木内利明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。
一括して討論に入ります。

7件に対し、反対その他の御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木内利明） 意見なしと認めます。これで討論を終結いたします。

議第2号から議第8号までの7件を一括して採択をいたします。7件は原案のとおり決することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（木内利明） 起立全員であります。7件は原案のとおり可決されました。

○議長（木内利明） 日程第11 議第9号を議題といたします。

提案理由の説明を願います。井上管理者

〔井上管理者 登壇〕

○管理者（井上正嗣） ただいま議題となりました第9号 公平委員会委員の選任について提案理由の御説明を申し上げます。

公平委員会委員は、地方自治法及び地方公務員法により、定数は3名、任期は4年と

定められております。

このたび、本組合の設置に伴い、小谷淳一さん、坂根功三郎さん、山田敏和さんの3名を公平委員会委員として選任させていただきたく、議会の同意をお願いするものでございます。

3名の皆さんは、それぞれ関係市町において公平委員に御就任いただいております、その誠実な人柄と優れた識見は、本組合の公平委員として適任であると考えております。

なお、地方公務員法の附則第5項に、最初に選任される公平委員会の委員の任期は、前述の規定にかかわらず、一人は四年、一人は三年、一人は二年とすること。この場合において、各委員の任期は、地方公共団体の長がくじで定めること。と規定されていることから、あらかじめ、各委員の任期をくじにより定め、小谷さんが2年、坂根さんが3年、山田さんが4年と、委員の任期を明示して議会の同意をお願いするものであります。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木内利明） これより質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木内利明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。本件に対し、反対その他の御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木内利明） 意見なしと認めます。これで討論を終結いたします。

議第9号を採決いたします。お諮りをいたします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木内利明） 異議なしと認めます。本件は、同意することに決しました。

○議長（木内利明） 日程第12 議第10号を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、奥野良一さんの退席を求めます。

〔奥野議員 退席退場〕

○議長（木内利明） 提案理由の説明を願います。井上管理者。

〔井上管理者 登壇〕

○管理者（井上正嗣） ただいま議題となりました議第10号 監査委員の選任についての提案理由の御説明を申し上げます。

宮津与謝環境組合の監査委員は、御承知のとおり地方自治法及び本組合同規約により定数は2名で、1名は識見を有する者から、もう1名は組合議員のうちから選任することとされております。

このたび、本組合の設置に伴い、識見を有する者につきましては、宮津市の代表監査委員であります稲岡修さんを、組合議員からは奥野良一議員を、それぞれ監査委員として選任させていただきたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いす

るものであります。

お二人とも、監査委員として適任であると考えております。よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（木内利明） これより質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木内利明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

本件に対し、反対その他の御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木内利明） 意見なしと認めます。これで討論を終結いたします。議第10号を採決をいたします。

お諮りをいたします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木内利明） 異議なしと認めます。本件は、同意することに決しました。

〔奥野議員 入場着席〕

○議長（木内利明） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じ、平成25年第1回（5月）宮津与謝環境組合議会臨時会を閉会といたします。

御苦勞様でした。

（14時05分閉会）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

宮津与謝環境組合議会臨時議長 木内 利明

宮津与謝環境組合議会議長 木内 利明

会 議 録 署 名 議 員 野村 生八

同 上 塩見 晋